

## 村山市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 期日 令和6年1月17日（水）午後4時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（17名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
—	—	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（1名）

7番	川田 雅紀	—	—
----	-------	---	---

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（6名）

楯 岡	土谷 博行	大 倉	鈴木 雄一
西 郷	矢作 正則	大久保	芦野 貴之
富 本	—	戸 沢	井澤 孝樹
袖 崎	—	大高根	黒沼 敏弥

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第2号 村山市農用地利用集積計画について

議第3号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明について

5. 報 告

報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第2号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

（1）開会 午後4時00分

（2）開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

新年あけましておめでとうございます。

元日に能登半島地震が発生し、未曾有の大災害の状況となっております。被災者の立場になれば大変なこと、大変心が苦しい状況です。亡くなられた方には哀悼の意を表したいと思います。災害はいつ起きるか分からないこと、日頃から、防災など心がけるようお願いしたいと思います。

今年はずつと、農業が良い方向に進むように願いたい。昨年のようなひどいことにはならないのではと思う。春先の作業など体に気を付けて進めて欲しいと思います。

また、1月11日から各地域で地域座談会がスタートしています。楯岡地域、大倉地域と進んでおり、様々な課題が出ているようです。他の地域でも対応方、よろしくをお願いします。

この後、新年会も予定しておりますが、あわせてよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、第1回総会を始めます。

### (3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

11番 海老名 正度 委員、12番 奥山 金弥 委員

それでは、議事に入ります。

### (4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は1番から20番までの20件で、所有権の移転が8件、賃貸借兼の設定が10件、使用貸借権の設定が2件となります。地目、面積は田が26,692.71㎡、畑が21,172㎡で合計47,864.71㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号1番から20番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(1月5日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。

まずは、委員案件3番を除いた1番から2番、4番から20番までの19件について、審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

14番委員(高橋 昭)

4番について、新規就農の扱いとのことだが、次世代人材投資資金の対象にはならないのか？

事務局(猪藤係長)

家庭菜園(自家用野菜、わらび)のレベルとすることで、資金の対象にはなりません。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件3番を除いた19件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第1号の委員案件3番を除いた19件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、3番の委員案件1件について審議に入ります。

10番委員はご退席願います。

(10番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、3番について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第1号の3番について、原案の通り可決決定されました。

10番委員はご着席ください。

(10番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第1号は、原案のとおり、すべて可決決定されました。

続きまして、議第2号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号1番から10番の10件で、申請内容は、所有権移転が3件、利用権設定の新規が7件となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、1番から10番までの所有権移転、利用権設定の新規について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が2件あります。

まずは、委員案件2、3番を除いた1番、4番から10番までの8件について、審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件2、3番を除いた8件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第2号の委員案件2、3番を除いた8件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、2番の委員案件1件について審議に入ります。

13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 2 号の 2 番について、原案の通り可決決定されました。

13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、3 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

5 番委員はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、3 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 2 号の 3 番について、原案の通り可決決定されました。

5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 2 号は、原案のとおり、すべて可決決定されました。

続きまして、議第 3 号「贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明は、贈与を受けた者が納税猶予の継続届出書を 3 年ごとに所管税務署へ提出する際に添付を求められる証明書となります。今年の審査対象者は、継続が該当者なし、本年の一括贈与者については 1 名です。

詳細につきましては、担当者に説明させますのでよろしく申し上げます。

事務局(猪藤係長)

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明は、納税猶予の継続者が受贈後に引き継がれた農用地等を継続して経営しているかどうかの審査になります。また、新規の受贈者は、認定農業者等の担い手であることなどが要件になっています。認定農業者の認定審査が 3 月までになっていますので、新規受贈者が認定農業者になる可能性があるため、予め要件に合致するか審査を行う旨、説明した。

議長(青柳 篤)

各地域の農業委員に、一覧に記載の継続、新規受贈者の経営状況を確認するものです。

新規について、大高根地域の農業委員は、要件を満たすかどうかの確認をお願いします。

また、継続受贈者は、西郷地域において、要件にある経営を行っているかどうかの確認をお願いします。

14 番委員 (高橋 昭)

西郷地域の継続の方は、がんばって農業をやっていることを報告します。

17 番委員 (笹原 泉職務代理)

大倉地域の新規の方は、要件を満たしておりません。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、各地域から報告があったとおり、意見するように可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第3号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5の報告に入ります。

#### (5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第1号から報第2号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第2号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号1番から16番の16件です。田が32,809㎡、畑3,175㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものが10件、借り人の都合によるものが6件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、1番から4番の4件で、台帳地目で田2,745㎡、畑4,309㎡です。申請内容の大半は、20年以上前から耕作不便や労力不足、鳥獣被害が多いことから、農地性が失われたものであります。1月5日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第1号から報第2号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

#### (6) 閉会

議事の議案第1号から議案第3号までの3件、報告の報第1号から報第2号までの2件について、終了します。

終了 午後4時40分